

## 保育支援システム用タブレット購入及び通信サービス利用に係る仕様書

### 1 件名

保育支援システム用タブレット端末購入及び通信サービス利用

### 2 保育支援システム用タブレット端末購入

#### (1) 購入期限

納入期限は令和6年10月18日までとし、契約締結前に納入可能な日を発注者と協議すること。タブレット端末の調達に要する期間が延びる場合は、発注者と相談の上、延長することができる。

#### (2) 納入場所

北本市役所

#### (3) 数量

7台（東保育所2台、深井保育所2台、中央保育所2台、児童発達支援センター1台）

#### (4) 支払方法

端末の納品完了後、請求書受領した日から30日以内に一括で支払うものとする。

#### (5) 購入物品仕様、規格等

タブレット端末：iPad（第10世代）

仕上げ：シルバー他

モデル：Wi-Fi + Cellular モデル

容量：64GB

附属品：通常附属する充電用機器を備えたものとする

アクセサリ：背面ケース

#### (6) 保証サービス等

メーカー純正保証で対応できること。

#### (7) 一般事項

ア 各機器は、日本国内正規販売品の同一機種を納品すること。

イ 機器の搬入、搬出経費その他本契約の履行に必要な諸費用は、全て受注者の負担とする。

ウ 受注者は、本契約の履行中において市又は第三者に損害を及ぼした場合は、市又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。

エ 受注者は、市がこの契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、受注者はその損害の補償を市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、双方協議して定めるものとする。

オ 受注者は、本契約の履行中に事故が生じた場合は、市担当者に対し速やかにその詳細について報告しなければならない。

カ 受注者は、本契約の履行に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については、市担当者と協議の上決定することとする。

### 3 通信サービス利用

#### (1) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

データ通信サービスは令和6年10月18日までに使用できること。

#### (2) 納入場所

北本市役所

#### (3) データ通信

ア データ通信回線5回線を提供すること。調達するすべての回線は回線毎に月間5GBの通信ができること。

イ インターネットへ接続できること。

#### (4) 月額通信費

次のものとする。

ア：移動体通信サービス利用料

イ：保守サービスに係る経費

ウ：ユニバーサルサービス料

エ：電話リレーサービス料

オ：365日対応可能なコールセンター（ヘルプデスク）機能の利用に係る費用

#### (5) 支払方法

通信サービスの利用料については、毎月後支払とし、請求書を受領した日から30日以内に全回線分を一括で支払う。なお、請求書に一回線毎の月額通信料金及び通信データ量の明細を添付すること。

ただし、月の途中で納品した場合は、月額の日割りした金額を利用日数に応じて請求すること。

なお初期費用（契約事務手数料等）については、初月の利用料と併せて請求すること。

（6）一般事項

ア 受注者は、本契約の履行中において市又は第三者に損害を及ぼした場合は、市又は第三者に責がある場合を除き、その責を負うものとする。

イ 受注者は、市がこの契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、受注者はその損害の補償を市に対して請求できるものとする。この場合における補償額は、双方協議して定めるものとする。

ウ 受注者は、本契約の履行中に事故が生じた場合は、市担当者に対し速やかにその詳細について報告しなければならない。

エ 受注者は、本契約の履行に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については、市担当者と協議の上決定することとする。